

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ税理士法人 2024 年 10 月 1 日

賃上げ促進税制に関する留意点~令和6年度税制改正最新情報~

Executive Summary

- 常時使用する従業員の数が 2,000 人以下の企業を対象とする「中堅企業」の区分が新たに創設され、企業の規模に応じた、税額控除率の見直しが行われた。
- 子育てと仕事の両立支援、女性活躍支援に係る控除率の上乗せ措置が創設された。
- 中小企業に対し、当期の税額から控除できなかった金額につき、5年間の繰越しが可能となる繰越税額控除制度が創設された。

1. はじめに

令和 6 年度税制改正においては、賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和し、物価上昇を上回る持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、賃上げ促進税制が強化された。大企業、中堅企業、中小企業に区分し、企業の規模に応じた賃上げ率の要件を設定し、賃上げ率の増加等に応じて控除率を増加させることにより企業の賃上げをさらに促進する見直しが行われた。

また、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進に積極的な企業に対する厚生労働省による認定を受けている企業に対して控除率の上乗せ措置が講じられたことにより、最大の控除率が、大企業・中堅企業では改正前の30%から35%に、中小企業では改正前の40%から45%に引き上げられた。

さらに、中小企業においては、未だその 6 割が欠損法人であり、欠損法人に対して税制措置のインセンティブが有効となっていない現状を考慮して、中小企業に対して新たに繰越税額控除制度が創設された。

なお、本ニュースレターは、経済産業省より公表されている「全企業向け・中堅企業向け「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック」(令和6年8月5日)及び中小企業庁より公表されている「中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック」(令和6年9月20日)を参照して解説している。

2. 賃上げ促進税制の概要

賃上げ促進税制による特別控除制度 (給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度) は、従来 2 つの措置により構成されていたが、今回の改正により「中堅企業」の区分が創設され、3 つの措置により構成されている。それぞれの措置に係る適用関係、対象法人、税額控除限度額は、以下のとおりである。

1

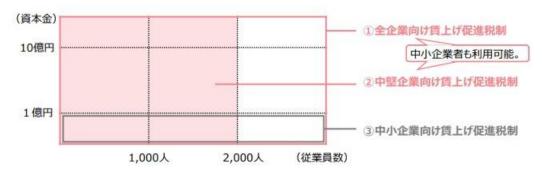
话口		内容	
項目 	全企業向け	中堅企業向け	中小企業向け
適用関係	令和6年4月1日か	いら令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始	始する各事業年度
対象法人	全ての青色申告法人 (設立事業年度は対象外)	青色申告法人であり、常時使用する 従業員の数が 2,000 人以下の法人 (※1) (設立事業年度は対象外)	青色申告書を提出する 中小企業者等(※2) (設立事業年度は対象外)
マルチステーク ホルダー要件	適用事業年度終了の時において以下に該当する場合は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届け出が必要(受領書については確定申告書への添付も必要) ・資本金の額又は出資金の額が10億円以上かつ常時使用する従業員の数が1,000人以上又は・常時使用する従業員の数が2,000人超	け出が必要(受領書については確 定申告書への添付も必要) ・資本金の額又は出資金の額が	NA
税額控除限度額	当期の法人税額の 20%		

- (※1) その法人とその法人との間にその法人による支配関係がある法人(海外法人含む)の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超えるものを除く。
- (※2) 中小企業者等とは、中小企業者(適用除外事業者又は通算適用除外事業者を除く)又は農業協同組合等をいう。中小企業者及び適用除外事業者については下記参照(措法 42 の 12 の 5③、42 の 4⑩七、八、八の二、措令 27 の 4⑪)なお、グループ通算制度においては、グループ内の全法人が通常の単体申告における中小企業者に該当する場合に限り、中小企業者に該当する。

中小企業者		・資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人(以下に掲げる法人を除く) a. 発行済株式総数又は出資総額の 1/2 以上が、同一の大規模法人*の所有に属している法人 b. 発行済株式総数又は出資総額の 2/3 以上が大規模法人*の所有に属している法人 ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人
大規模法人 用する従業員の数が 1,000 人を超える法人又は大法人(資本金		資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は大法人(資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。
適用除外事業者 15 億円を超える法人		事業年度開始の日前 3 年以内に終了した各事業年度(基準年度)の所得の金額の年平均額が 15 億円を超える法人
通管滴田除外 通管滴田除外		通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合における通算 法人

全企業向けや中堅企業向け措置は中小企業者等であっても適用できる。中小企業向けの措置の方が税額控除割合が大きいが、全企業向けや中堅企業向け措置の適用を受けたほうが有利なケースも生じうることから、必要に応じ有利判定を行うのが望ましいと考える。

一全企業・中堅企業・中小企業のイメージ図一



【出所】「全企業向け・中堅企業向け「賃上げ促進税制」ご利用ガイドブック」1 頁(令和6年8月5日公表版)(経済産業省ウェブサイト(PDF))

3. 全企業向け賃上げ促進税制

(1) 概要

主な改正内容として税額控除割合の上乗せ措置について、法人の継続雇用者給与等支給額が増加した場合にかかる措置について段階的に7%までの更に高い継続雇用者給与等支給増加割合の創設、人への投資の拡大のため、教育訓練費に係る上乗せ措置の増加割合要件の緩和、さらに、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組を後押しする観点から、こうした取組に積極的な企業に対する税額控除割合の上乗せ措置の創設といった措置が講じられた。

賃上げ促進税制は、継続雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて3%以上増加している場合等に、その増加額(控除対象雇用者給与等支給増加額)の一部を法人税から税額控除できる制度である。

本措置については、控除対象雇用者給与等支給増加額に乗ずる税額控除率が原則の 15%から 10%へ引き下げられた一方で、最大控除率が 30%から 35%へ拡大される等の税額控除率について次の見直しが行われた上、その適用期限が 3 年延長された(措法 42 の 12 の 5①)。

	項目	改正前		改正後		
	原則	控除対象雇用者給与等支給均 控除率 15%	曽加額×税額	控除対象雇用者給与等支給増加額(※1)×税額控除率 10%		
	賃上げ 前期の継続雇用者			継続雇用者給与等支給額(※2)≧ 前期の継続雇用者給与等支給額×104% である場合	税額控除率 に5%加算	
		可明小继续医田圣松石美女士	税額控除率に 10%加算	継続雇用者給与等支給額≧ 前期の継続雇用者給与等支給額×105% である場合	税額控除率 に 10%加算	
-				継続雇用者給与等支給額≧ 前期の継続雇用者給与等支給額×107% である場合	税額控除率 に 15%加算	
	上乗せ② 教育訓練 要件	教育訓練費の額の前期教育 訓練費の額に対する増加割合 ≧20%である場合	税額控除率に 5%加算	教育訓練費(※3)の額の前期教育訓練費の額に対する増加割合≥10%かつ、 教育訓練費の額≧雇用者給与等支給額×0.05%である場合	税額控除率 に 5%加算	
	上乗せ③ 女性活躍・ 子育て 支援	_		プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし 認定を受けている場合	税額控除率 に5%加算	

- (※1) 控除対象雇用者給与等支給増加額とは、適用年度の雇用者給与等支給額から前事業年度の雇用者給与等支給額を控除した金額をいう(出向負担金等を除いて計算)。ただし、適用年度の雇用安定助成金額を控除した後の雇用者給与等支給額から、前事業年度の雇用安定助成金額を控除した後の雇用者給与等支給額を控除した金額を上限とする。また、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用がある場合には、所要の調整を行う。
- (※2) 継続雇用者給与等支給額とは、国内の継続雇用者(適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給がある雇用保険の一般被保険者で、高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていないものをいう)に対する給与等の支給額をいう。ただし、出向負担金等の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(雇用安定助成金額を除く)がある場合には、当該金額を控除する。例えば、新規雇用者、退職者、無給の休職者、雇用保険の一般被保険者ではないパートやアルバイトは、継続雇用者に該当しない。
- (※3) 教育訓練費は、具体的に政令で定められており、例えば、外部講師報酬、外部施設使用料、委託研修費、外部研修参加費等を指す。教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存をしなければならない(提出は不要)。

(2) マルチステークホルダー要件の見直し

本措置の適用を受けるための要件として、資本金の額等が 10 億円以上かつ常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合には「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」(いわゆるマルチステークホルダー方針)を公表しなければならないこととされているが、この要件について以下の見直しが行われた(措法 42 の12 の5①)。すでに過年度よりマルチステークホルダー方針を公表している場合であっても、免税事業者への配慮について記載事項を追加したものを改めて公表する必要がある点に留意が必要である。併せて、マルチステークホルダー方針のホームページへの公表は、適用事業年度の終了の日までに行わなければならないこととされた(事業上の関係者との関係の構築の方針の公表及び届出に係る手続を定める告示 2②)。

項目	改正後
マルチステークホ ルダー要件の 見直し	 ■ 常時使用する従業員の数が 2,000 人を超えるものが加えられる。 消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針についても記載が行われるよう、記載方針(取引先に消費税の免税事業者が含まれること)を明確化 ▼ルチステークホルダー方針のホームページへの公表は、適用事業年度の終了の日までに行わなければならないこととされた(改正前:事業年度終了の翌日から起算して 45 日以内(事実上経産省への届出の期限と同様))。

4. 中堅企業向け賃上げ促進税制

従来の大企業のうち、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下の企業(中堅企業)について、従来の賃上げ率の要件を維持しつつ、控除率を見直すよう、以下の措置が追加された(措法 42 の 12 の 5②、⑤十)。

項目	改正後			
対象法人	■ 青色申告書提出法人で常時使用する従業員の数が 2,000 人以下であるもの。 ■ その法人とその法人との間にその法人による支配関係がある法人(海外法人含む)の常時使用する従業員の数の合計数が 1 万人を超えるものを除く。			
対象事業年度	令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年月			
適用要件	■ 継続雇用者給与等支給額の前期の継続雇用者給与等支給額に対する増加割合 ≥ 3%であるとき 資本金の額等が 10 億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合 は、マルチステークホルダー方針をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に 届け出ている場合に限り、適用がある。			
税額控除の 内容	■ 控除対象雇用者給与等支給増加額×税額控除率 10%の税額控除ができる。 ■ ただし、控除税額は当期の法人税額の 20%を上限			
税額控除率の 加算措置	継続雇用者給与等支給額≧前期の継続雇用者給与等支給額×104% である場合	税額控除率に15%加算		
	教育訓練費の額の前期教育訓練費の額に対する増加割合≥10%かつ、教育訓練費の額≧雇用者給与等支給額×0.05%である場合	税額控除率に5%加算		

プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はえるぼし認定(3段階目)を受けた事業年度である場合(※)

税額控除率に5%加算

(※) プラチナくるみん認定及びプラチナえるぼし認定については、認定を受けている限り継続して加算措置を受けられるが、 えるぼし認定(3段階目)についてはその認定を受けた事業年度に限り加算措置が適用できる点に留意が必要である。

5. 中小企業向け賃上げ促進税制

中小企業向けの賃上げ促進税制は、雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて 1.5%以上増加している場合に、その増加額の一部を法人税から税額控除できる制度である。本措置については、新たに繰越控除制度を創設し、これまで本税制を活用できなかった赤字企業に対しても賃上げにチャレンジできるよう見直されたことに加え、最大控除率が 40%から 45%へ拡大される等の税額控除率について次の見直しが行われた。その上で、適用期限が 3 年延長された(措法 42 の 12 の 5 ③④、⑤十二、⑦⑧)。

項目		改正前		改正後		
	原則	(雇用者給与等支給額−前期の雇用者給 与等支給額)×税額控除率 15%		(改正なし)		
税額控除率	上乗せ①	雇用者給与等支給額 ≥ 前期の雇用者給与等支給額 ×102.5%である場合 税額控防 15%加算		. (改正なし)		
	上乗せ② 教育訓練 要件	教育訓練費の額≥前期の教育訓練費の額×110%である場合	税額控除率に 10%加算	教育訓練費の額≥前期の教育訓練費の額×105% かつ 教育訓練費の額≧雇用者給与等 支給額×0.05%である場合	税額控除率に 10%加算	
	上乗せ③ 女性活躍・ 子育て支援	_		プラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている場合又は <u>く</u> るみん認定若しくはえるぼし認定(2段階目以上)を受けた事業年度である場合(※)	税額控除率に 5%加算	
繰越税額控除 制度の新設		制度なし(控除限度超過額は、繰	越不可)	■ 控除限度超過額は5年間の総ととされる。 ■ 繰越税額控除をする事業年度者給与等支給額>前期雇用語額の場合に限り適用できる。 ■ 繰越控除制度は控除未済額が年度の確定申告書に一定の明必要である。また、発生事業年度の確定申告書に「繰越超過額の明細書」の添付がある適用を受ける事業年度の確定対象となる繰越税額控除限度を受ける金額及び当該金額の調細を記載した書類の添付がある適用される。 ■ 繰越税額控除限度超過額が設度において中小企業に該当して大法人に該当した場合も繰越	において雇用 者給与等を書が 日本を書した。 日本の一部では 日本の一部では 日本の一部では 日本の一部では 日本の一部では 日本の一部で 日本の一に 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の	

(※) プラチナくるみん認定及びプラチナえるぼし認定については、認定を受けている限り継続して加算措置を受けられるが、 くるみん認定及びえるぼし認定(2段階目以上)についてはその認定を受けた事業年度に限り加算措置が適用できる点に留意が必要である。

6. 事業税付加価値割についての措置

上述の法人税における賃上げ促進税制の見直しに合わせ、法人事業税付加価値割についても、同税制の見直し後の要件と同様の要件を満たす法人に対して、以下の措置がとられた。

- 法人が令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の前期の継続雇用者給与等支給額に対する増加割合が3%以上である等の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除する(地法附939)。
- 外形標準課税の対象法人の見直しに伴い、中小企業者等が令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において、雇用者給与等支給額の前期雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上である等の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除する(地法附9④)。

7. 子育で仕事の両立支援・女性活躍支援に関する要件の概要

	8	2024年建設	1557 Take	A THE WOOD OF THE PARTY OF THE	A THE RELEVENT	A STATE OF THE STA	**************************************
		くるみんプラス	プラチナくるみん プラチナくるみん プラス		えるぼし (2 段階目)	えるぼし (3 段階目)	プラチナえるぼし
全法人向け	×	×	0	×	×	×	0
中堅企業向け	×	×	0	×	×	0	0
中小企業向け	×	0	0	×	0	0	0

- (※1) 令和4年3月31日以前の改正前の基準によるくるみん認定は加算措置の対象外
- (※2) 令和4年3月31日以前の改正前のくるみん認定基準を前提に取り組んでおり、男性の育児休業等の取得に関する基準の算出に当たって、令和4年4月1日から当初の計画期間の終期までを計画期間とみなして算出し、くるみん認定・くるみんプラス認定を受けた場合は加算措置の対象

【参考】「令和 6 年度法人税関係法令の改正の概要」11 頁(国税庁ウェブサイト(PDF))

8. グループ通算制度における取扱い

グループ通算制度を適用している場合、個別の法人ごとに適用可否の判定や税額控除額の計算を行う。

9. その他

その他、以下の見直しがされた。

項目	改正後
お子寺文桁観 から沈除する全額	給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」から、看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額が除外される(措法 42 の 12 の 5⑤四、措通 42 の 12 の 5-2)。

10. おわりに

令和 6 年度税制改正では令和 4 年度改正による賃上げ促進税制が拡大強化されている。特に中堅企業向けの区分が創設され、要件も細かくなり、グループ会社については各社ごとに判定が必要となっているため、適用判定に向けて適切に準備を

進める必要がある。なお、マルチステークホルダー要件については公表期限が適用事業年度末までとなり、子育てと仕事の両立支援、女性活躍支援にかかる上乗せ措置についても適用を受ける場合は適用事業年度中からの確認・対応が必須となる。また、賃上げ促進税制の適用要件の判定や控除額の計算に使用する給与情報等は、人事部等の関連部署との連携により収集することを踏まえ、制度を適切に理解し必要な情報を効率よく収集することが肝要である。

(名古屋事務所 石原 めぐみ)

【参考資料】

- 令和 6 年度税制改正「賃上げ促進税制」、全企業向け・中堅企業向けガイドブック他(経済産業省ウェブサイト)
- 中小企業向け「賃上げ促進税制」(中小企業庁ウェブサイト)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人 東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3

丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング 5階

Tel 06-4560-8000 (代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1

JP タワ-名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email <u>tax.cs@tohmatsu.co.jp</u> 会社概要 <u>www.deloitte.com/jp/tax</u>

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 6 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイトトーマッグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマッ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマッ、プロイト トーマッ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマッ コンサルティング合同会社、デロイト トーマッ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、プロイトトーマッの水理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマッグループ合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマッグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマッグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマッリミテッド("DITL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンパーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数を指します。DITL(または"Deloitte Global")ならびに各メンパーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DITL および DITL の各メンパーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DITL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。 デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それ ぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、パンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンパイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9 割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。 "Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するプロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、 www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により 専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門 家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各 法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301